

社会福祉制度のご案内

オストメイトは、身体障害者福祉法による障害等級に該当する場合、身体障害者手帳を取得することができます。手帳があると日常生活用具の給付、税の減免、鉄道・航空運賃の割引などを受けることができます。また、手帳の取得とは関係なく障害年金を受給できる場合があります。詳しくは、各市区町村の福祉事務所や年金窓口、勤務されている事業所管轄の社会保険事務所に問い合わせてください。

1. 身体障害者手帳の申請と交付

対象

永久造設のストーマに限ります。

申請時期

ストーマのタイプにかかわらず、ストーマ造設後すぐに申請ができます。

該当する等級

おもに4級。合併する障害の程度によって、3級もしくは1級が認定されることがあります。

申請手続

1 市区町村の福祉事務所へ行く



身体障害者手帳申請用紙と診断書用紙をもらい、指定医を確認します。

2 病院で診断書を作成してもらう



診断書は、指定医に作成してもらわなければなりません。

3 福祉事務所で申請をする



身体障害者手帳の申請用紙に必要事項を記入し、印鑑を持参のうえ、申請用紙、診断書、写真(3cm×4cm)を福祉事務所に提出します。

4 福祉事務所にて障害程度の認定審査あり。 認定されると、身体障害者手帳が交付される

手帳の取得によって、日常生活用具の給付、JR旅客運賃や国内航空運賃の割引、有料道路割引券など各種サービスが受け取ることができるので、自分が利用できるものについては、窓口でよく聞いておきましょう。

2. 日常生活用具(ストーマ用装具)の給付申請

身体障害者手帳が交付されると、使用する日常生活用具(ストーマ用装具)の給付を申請できます。

対象

身体障害者手帳の交付を受けている人

種類

ストーマ用装具(蓄便袋・蓄尿袋)

給付額

居住する各市区町村によって異なります。

申請手続

1 市区町村の福祉事務所に行く



持参すべき物

- ・身体障害者手帳
- ・印鑑
- ・前年度の源泉徴収票又は確定申告書(控え)の写し
- ・世帯全員の前年の所得を証する書類
- ・見積書

給付申請書をもらい、記入します。

2 業者に日常生活用具の見積書発行を依頼する



福祉事務所より、直接業者へ見積もりを依頼するところもあるので、事前に手順などを確認したほうが良いでしょう。

3 後日、給付が認められれば決定となり、「給付券」が発行される



4 給付券を業者へ送付又は持参し、ストーマ用装具と引き換える